

## 総括基準（観光業の風評被害について）

### (総括基準)

- 1 青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び千葉県に営業の拠点がある観光業において本件事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその7割（未成年者主体の団体旅行に関する減収等の損害については、その全部）が、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理によるものであり、かつ、当該心理は平均的・一般的な人を基準として合理性を有しているものと認められる。
- 2 1記載の減収等の損害の発生について、1に記載された原因以外の原因が、3割を超える寄与をしている（未成年者主体の団体旅行については1に記載された原因以外の原因が寄与をしている）と主張する者は、その旨を証明しなければならない。

### (理由)

- 1 観光業については、中間指針において、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業に関する本件事故後の減収が、いわゆる「第7の1Ⅲ)①の類型」として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められている。しかしながら、前記4県以外にも、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、その地に観光に赴くことを敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場所があることは、もちろんである。
- 2 福島県以外の東北各県は福島県と同じ東北地方に属すること、東北各県は、特に他の地方（とりわけ関東地方以西）からは、東北地方として一体化して把握される傾向にあること、これに伴い、本件事故後は、本件事故による放射性

物質による汚染の危険性を懸念する他の地方（特に関東地方以西）からの旅行者には福島県のみならず東北地方全体を回避する傾向がみられた。

千葉県は、海流の関係や放射性物質の飛散の関係において、実際の汚染の有無とは無関係に、福島県との近接性が想起される地域である。本件事故後は、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念する他の地方からの旅行者が、千葉県を回避する傾向がみられた。

- 3 2記載の各県における本件事故後の減収等の損害についての本件事故の寄与度は、東日本大震災及びこれに伴う津波の影響などを考慮しても、標準的な場合において、7割を下回らないと認められる。また、本件事故前に毎年継続的に実施されていた未成年者主体の団体旅行（修学旅行、スキー教室、臨海学校、林間学校等）が本件事故後に中止された場合については、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念する他の地方の保護者の意向が大きく影響しているものとみて差し支えなく、本件事故後の減収等の損害についての本件事故の寄与度は、標準的な場合において、10割とみて差し支えない。
- 4 上記と異なる寄与度を主張する場合には、その者が上記と異なる寄与度の立証責任を負うのが相当である。この場合において、東日本大震災及びこれに伴う津波の影響が大きかった地域があることから、東日本大震災及びこれに伴う津波の影響の存否及び程度にも留意して、適切な寄与度を判定していくべきである。

以上